

(改訂版)

北九州市特別支援教育推進プラン
(素案)

北九州市教育委員会

(改訂版) 北九州市特別支援教育推進プラン

目 次

第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

- 1. 国内外の動向 . . . 1
- 2. 北九州市におけるこれまでの取組
(障害者福祉、子育て支援及び教育分野) . . . 3

第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

- 1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題 . . . 8
- 2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け . . . 11
- 3. SDGs と特別支援教育の関係 . . . 12
- 4. 外部有識者等からの意見 . . . 14

第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」について . . . 16

- 1. プランの趣旨及び位置付け
- 2. プランの期間
- 3. プランの方向性
- 4. 「5つの視点」

第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

- 1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 . . . 19
(子どもたちへの支援の在り方等)
 - (1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
 - (2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
 - (3) 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」 及び「移行支援計画」の作成・活用
 - (4) 「交流及び共同学習」の推進
 - (5) 就労支援の充実、福祉等との連携

2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）・ ・ 28
- (1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
 - (2) 相談窓口等を分かりやすく周知
 - (3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進
3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）・ ・ 33
- (1) 教職員の指導力及び専門性の向上
 - (2) 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
 - (3) 専門性の継承、中核教員の育成
 - (4) 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実
4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）・ ・ 38
- (1) 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
 - (2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
 - (3) 「交流及び共同学習」の推進
 - (4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど
5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）・ ・ 43
- (1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
 - (2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

● 資料編 ●

第1章 特別支援教育に係る動向及びこれまでの取組

1. 国内外の動向

(1) 教育基本法及び学校教育法の改正

平成18年12月に教育基本法が約60年ぶりに改正され、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」との条文が新たに規定されました。

その後、平成19年に学校教育法が一部改正され、障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養護学校といった特別な場で実施されてきた「特殊教育」から、全ての幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、弾力的に教育の場を用意しながら適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換がなされました。

(2) 障害者の権利に関する条約の批准

平成19年9月、我が国は「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」、また個人に必要な「合理的配慮」(Reasonable Accommodation)の提供や障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」等の理念を提唱する「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)に署名し、平成26年1月に同条約を批准しました。

批准に至るまでの間、政府の障害者制度改革の動きとして、障害者施策を推進するための様々な国内法整備が進められてきたところです。

【参考】

- ・ 障害者基本法の一部改正（障害者権利条約の趣旨等を踏まえた改正）
- ・ 学校教育法施行令の一部改正（就学先決定の仕組みに係る改正）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の制定
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 など

(3) 中央教育審議会 初等中等教育分科会 報告

平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(以下「中教審報告」という。)が出されています。

この中で、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること」などの提

言がなされました。

具体的には、就学相談・就学先決定の在り方の検討、障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及び基礎となる環境整備、多様な学びの場の整備と学校間連携の推進、そして特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等、インクルーシブ教育システム構築に向けた体制整備の一層の充実が求められています。

(4) 障害者差別解消法の施行

平成 25 年に制定された障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生社会の実現に資することを目的としています。障害者基本法第 4 条には、障害を理由として差別することの禁止や、社会的障壁の除去に当たって必要かつ合理的な配慮を行うことなどが規定されていますが、このような障害者差別の禁止の基本原則を具体的に実現するための法律が障害者差別解消法であり、平成 28 年 4 月に施行されました。

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」においては、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこととあります。また、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めることとあります（国、地方公共団体及び国立大学法人においては、合理的配慮が義務となっていることに留意が必要）。

(5) 中央教育審議会 答申

平成 31 年 4 月に文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問があり、令和 3 年 1 月に「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協同的な学びの実現～」として答申がありました。その中で「新時代の特別支援教育の在り方について」の基本的考え方として、

- ① 特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- ② 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が増加しているなど、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育をめぐる状況が変化している。
- ③ インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

ことが示されました。

具体的には、障害のある子供の学びの場の整備と機能強化、特別支援教育を担う教師の専門性の向上、関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実、が求められています。

以上の趣旨も十分に踏まえた上で、本市の特別支援教育の一層の推進を図っていく必要があります。

2. 北九州市におけるこれまでの取組 (障害者福祉、子育て支援及び教育分野)

こうした国内外の動向と併せて、北九州市においても、障害者福祉の充実や特別支援教育の推進を図ってきました。

(1) 保健福祉局の取組

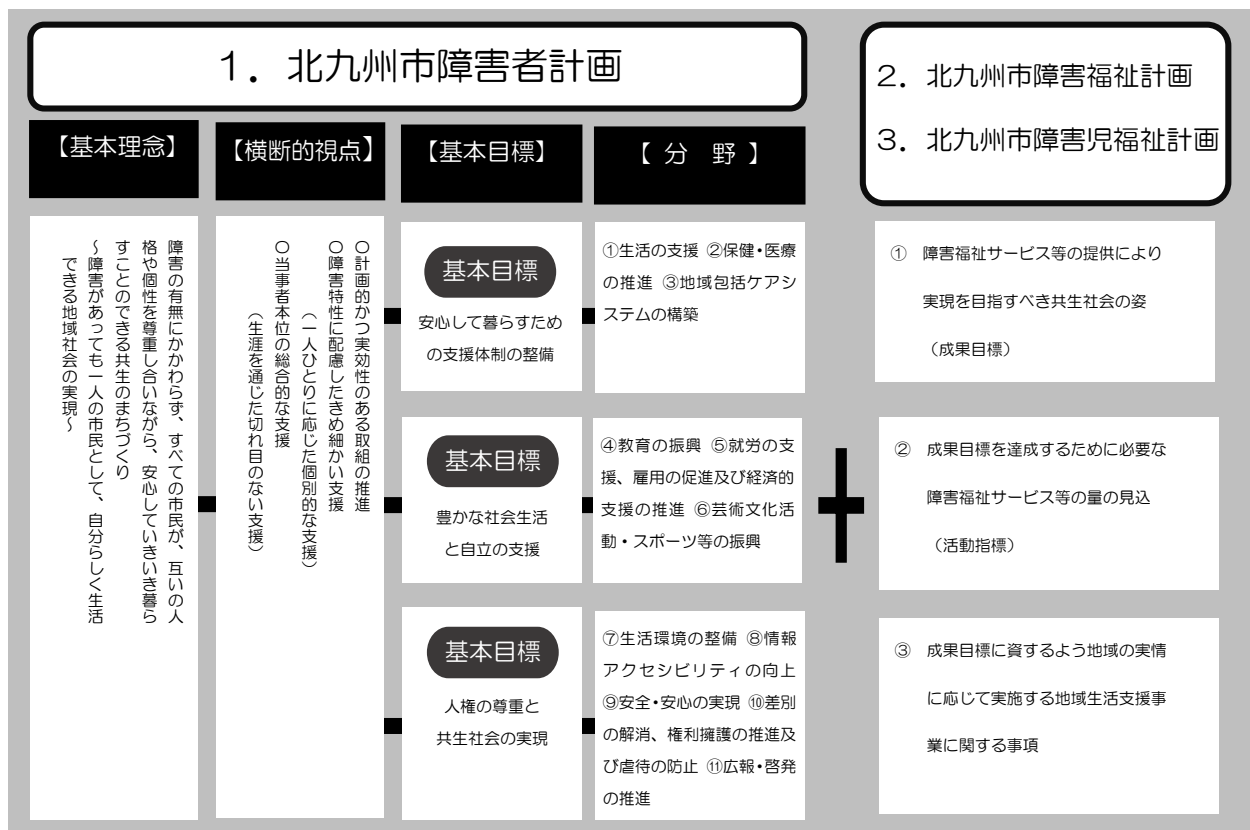
障害者施策に係る近年の市政運営上の動きとしては、障害者基本法に基づき、平成 18 年に障害福祉分野の新たな基本計画「北九州市障害者支援計画」(平成 18～22 年度)が策定され、生涯を通じた支援体制の整備などを目標に、相談システムの構築や自立生活のための地域基盤整備、社会参加の促進などの取組が行われました。

その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定といった国の法整備の動きを受けて、平成 24 年 2 月には、「北九州市障害者支援計画」(平成 24 年度～平成 29 年度)が策定され、新たに発達障害のある人や難病の人等に対する支援などの取組が行われました。さらに、障害者総合支援法や児童福祉法の改正などを踏まえ、平成 30 年 2 月に新たな「北九州市障害者支援計画(平成 30 年度～令和 5 年度)」が策定されました。これまでの計画に引き続き「障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくり」を基本理念とし、相談支援体制の整備、地域生活の支援、就労支援など幅広い施策を推進しています。

また、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行を受けて、北九州市では平成 29 年 12 月に「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例(通称：障害者差別解消条例)」を制定・施行し、相談体制の整備や普及啓発など、障害を理由とした差別の解消へ向けた取組が進められています。

このうち、発達障害児・者支援については、令和元年 9 月に発達障害者支援地域協議会を設置するなど、ライフステージを通して一貫した支援を実施する体制の構築に取り組んでいます。

【 「北九州市障害者支援計画」の全体概要 1、2、3の計画から構成 】



(2) 子ども家庭局の取組

子ども・子育ての分野については、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。また、平成24年8月には子ども・子育て支援法が制定されました。

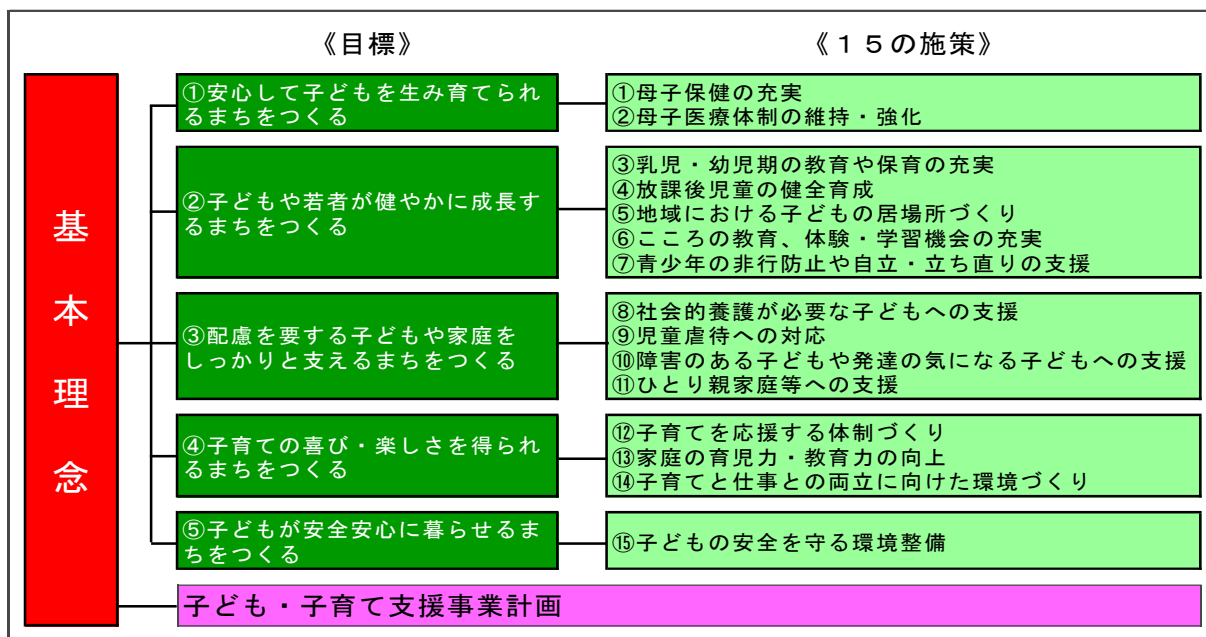
これらを踏まえ、「新新子どもプラン【平成17～21年度】」「元気発進！子どもプラン【平成22～26年度】」「元気発進！子どもプラン（第2次計画）【平成27～31年度】」に次いで、令和元年11月に「元気発進！子どもプラン（第3次計画）【令和2～6年度】」を策定しました。

この計画は、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」と、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備等のための「次世代育成行動計画」を包含したものとなっています。

また、第3次計画では、子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州を基本理念に、5つの目標と15の施策で構成しています。

このうち、「障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援」では、心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化、障害のある子どもの受け入れ体制の強化などを推進しています。

【「元気発信！子どもプラン（第3次計画）」の全体概要】



（3）教育委員会の取組

教育の分野では、前述の改正教育基本法に基づき、政府に対して教育振興基本計画の策定が義務付けられました。また、地方公共団体に対しても、この教育振興基本計画を参酌した上で、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めることが規定されました。

この教育基本法の改正以前から、本市においては、教育行政の指針として「北九州市教育行政総合計画（いきいき学びプラン）」（平成18年度～22年度）を策定し、子どもから高齢者まで、全ての市民が生き生きと学び、健やかで豊かな生活を送ることができるようにすることを目的とした施策を展開してきました。

平成21年11月には、前述の教育振興基本計画を踏まえた「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」（以下「教育プラン」という。）を策定し、教育日本一を実感できる環境づくりを基本方針とした取組を進めました（第1期：平成21年度～平成30年度、平成26年2月中間改訂）。

この成果と課題を踏まえて、令和元年8月には、令和5年度までの方向性を示した「第2期教育プラン」を新たに策定し、学校・教職員と教育委員会は互いにコミュニケーションを図り、目標を共有し、一体となって取組を進めているところです。

第2期教育プランにおいては、「自立し思いやりの心をもつ子ども」「新たな価値創造に挑戦する子ども」「本市に誇りをもつ子ども」を目指す子どもの姿として、12の施策が示されています。

そのうち、特別支援教育については、特別支援教育の推進体制の充実、教職員の専門性の向上及び保護者・市民への理解啓発が課題として提起されており、関連施策を通じてその推進を図ってきたところです。

こうした取組により、東部地域の特別支援学校の再編整備など、一定の改善を図ることができたものもありますが、様々な教育的ニーズに対応するための相談支援体制や「個別の教育支援計画」等の活用を通じた一貫した指導・支援の在り方、障害者理解の促進等については、更なる改善に向けて取組を重点的に進めていく必要があります。

【「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の全体概要】



アクション (action)

主な取組み	各施策を推進するための個別計画・方針等
(1) 学校マネジメントの充実 (2) 学力の向上 (3) 学校における読書活動の推進 (4) 英語教育の推進 (5) 本市の特色を活かした教育活動の推進	<p>新・北九州市子ども読書プラン</p> <p>北九州市学力・体力向上アクションプラン（第2ステージ）</p> <p>《参考》他部局の分野別計画 北九州市スポーツ振興計画</p>
(1) 体力の向上 (2) 学校における食育の推進 (3) 健康の保持 (4) スポーツに親しむ機会の充実	<p>《参考》他部局の分野別計画 北九州市文化振興計画</p>
(1) 道徳教育・文化芸術に触れる機会の充実 (2) 人権教育の推進	<p>《参考》他部局の分野別計画 北九州市文化振興計画</p>
(1) 相談支援体制の整備 (2) 特別支援教育を推進する体制の充実 (3) 就労支援 (4) 理解促進	<p>北九州市特別支援教育推進プラン</p>
(1) 人材の確保 (2) 人材の育成・資質の向上 (3) 女性活躍推進	<p>北九州市教育委員会人材育成基本方針</p> <p>《参考》他部局の分野別計画 第4次北九州市男女共同参画基本計画</p>
(1) 業務改善の推進 (2) 適正な部活動の推進	<p>学校における業務改善プログラム（第2版）</p>
(1) 長期欠席（不登校）への対策 (2) いじめ等問題行動への対応 (3) 専門人材の配置・活用	<p>北九州市いじめ防止基本方針</p>
(1) 防災・減災教育の推進 (2) 重篤な事故の防止 (3) 食物アレルギー事故及び感染症等の防止	<p>《参考》各学校で策定 学校安全計画</p>
(1) 家庭との連携 (2) 地域との連携	<p>《参考》他部局の分野別計画 北九州市生涯学習推進計画</p>
(1) 子どもの貧困など経済的な課題の対応 (2) 社会的な課題への対応 (3) 早期からの生活習慣の確立と小学校教育への円滑な接続	<p>《参考》他部局の分野別計画 元気発進！子どもプラン（第2次計画）</p>
(1) 教育の情報化推進 (2) 学校規模の適正化	<p>北九州市立小・中学校の学校規模適正化の進め方</p>
(1) 安全で快適な学校施設の整備	<p>北九州市学校施設長寿命化計画</p>

教職員支援プロジェクト「一人にさせない」チーム学校体制づくり

第2章 北九州市における特別支援教育の現状と課題

1. 北九州市の特別支援教育の現状と課題

北九州市特別支援教育推進プラン（以下「プラン」という。）の策定後においても、北九州市内の学校・園等では、特別な教育的支援が必要と思われる幼児児童生徒の数や就学相談等の件数は増加傾向が続いています。また、特別支援教育に係る国内外の動向を踏まえて、本市においても特別支援教育に対する意識が一層高まり、よりきめ細かな支援の充実が期待されています。これら従前からの課題に対しては、特別支援学校などの計画的な整備、様々な研修の実施及び必要な人員の配置などにより、一定の改善を図ってきましたが、引き続き整備に取り組んでいく必要があります。

さらに、1人1台端末の整備によるICTの利活用、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下「医療的ケア児支援法」という。）」の施行に基づく対応、市立幼稚園の廃止に伴う対応など、新たな課題への対応が急務となっています。

将来、特別な支援を必要とする子どもが地域社会の一員として自立し、社会参加していくためには、本人や保護者の思いにも十分に配慮した上で、一人一人の教育的ニーズに応じた学校での指導・支援等を充実させ、様々な社会生活能力の習得につなげていくことが大切です。必要な指導・支援のタイミングを逃すことなく、適切かつ効果的な支援につなげるための相談・支援体制の整備及び教員の専門性の向上が、引き続き喫緊の課題となっています。

（1）就学前期の課題

特別な支援を必要とする子どもに対しては、周産期からのサポート体制や養育に不安を感じる保護者等に寄り添って支えていくための仕組みづくりが必要です。

幼稚園や保育所等ができるだけ多くの情報（幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録等）を小学校につなぎ、小学校がその情報を適切に活用して日々の指導・支援に生かすなど、子ども一人一人の特性に応じた指導・支援が切れ目なく続いていくように引き継いでいくことも重要です。

また、特別な支援を必要とする子どもと他の子どもが共に過ごすことにより、乳幼児期の段階から障害者理解と相互理解の促進を図っていくことも大切です。さらに、これまで特別な支援を必要とする幼児を受け入れてきた市立幼稚園の廃止に伴う対応も必要です。

これらの課題に対応していくためには、早期発見・早期支援等のための専門機関や関係局等との連携及び必要な体制整備が欠かせないことから、引き続き連携の強化に努めるとともに、指導・支援体制の充実につなげていくことが求められています。

(2) 特別支援学校の課題

特別支援学校においては、在籍者数の増加に伴う過密化・狭隘化の解消、障害の重度・重複化や多様化に柔軟に対応するための施設整備を進めてきました。

東部地域における特別支援学校（知的障害）の児童生徒数の増加、病弱特別支援学校における障害の状態像の変化などに対しては、平成28年度に知的障害及び病弱（心身症等）を対象とした門司総合特別支援学校と、肢体不自由及び病弱（慢性疾患等）を対象とした小倉総合特別支援学校が開校したことを受けて、一定の改善が図られました。さらに、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転・併置による建替えについても、令和3年3月に基本計画を策定し、整備が動き始めました。

一方、西部地域では、増加傾向が続く知的障害のある児童生徒の受入れに向けた対応に関して、小池特別支援学校の改築や八幡特別支援学校の一部普通教室への改修により一定の改善が図られる見込みです。

今後の特別支援学校の再編整備については、令和5年4月1日に施行される特別支援学校設置基準を踏まえて、状況に応じた検討をしていく必要があると考えています。

(3) 小・中学校での課題

小・中学校においては、特別な教育的ニーズのある児童生徒の増加に伴い、特別支援学級や通級指導教室の設置を拡充してきました。特に、通級による指導については、小学校において担当者が巡回指導を行う「特別支援教室」を全市で展開するなど、多様な学びの場の整備に努めており、このことは自立活動の指導の担い手の拡大を意味します。

一方、特別支援教育への理解の浸透とともに、小・中学校の教職員の専門性のさらなる向上に力を入れていく必要があることから、教育センターでの研修機会の充実や、特別支援学校のセンター的機能の活用促進、校内支援体制を支える役割を担う専門家等（学習支援員、介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の配置や派遣についても、引き続き充実させていく必要があります。

保護者、教職員及び市民の障害者理解とともに、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を促進するための「交流及び共同学習」についても、さらなる推進を図っていくことが必要です。

さらに、医療的ケア児支援法の施行に伴い、医療的ケア児やその保護者への支援体制も一層充実していく必要があります。

* 中央教育審議会が平成27年12月に出した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を踏まえ、平成29年4月に学校教育法施行規則が改正され、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等が法令上、明確化されました。

また、GIGAスクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別

な支援を必要とする児童生徒への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえ、学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、令和3年8月に学校教育法施行規則が改正され、医療的ケア看護職員、情報技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称及び職務内容が規定されました。

【特別支援教育の必要な児童生徒数（令和3年度 義務教育段階）】

特別支援学校		全国		児童数		生徒数		計	
視覚障害	知的障害	0.83%	517人	272人	789人	(1.12%)	(1.20%)	(1.15%)	H15年度比1.6倍
聴覚障害	病弱・身体虚弱								
肢体不自由									
小学校・中学校		全国		児童数		生徒数		計	
特別支援学級		3.40%	1496人	639人	2135人	(3.16%)	(2.81%)	(3.10%)	H15年度比6.0倍
視覚障害	肢体不自由								
聴覚障害	病弱・身体虚弱								
知的障害	言語障害								
通常の学級		全国		児童数		生徒数		計	
通級による指導		1.37%	396人	75人	471人	(0.86%)	(0.33%)	(0.68%)	市立学校における 特別な支援が必要な 児童生徒数 (推計数)
視覚障害	肢体不自由	(R元年度)							
聴覚障害	病弱・身体虚弱								
学習障害(LD)	注意欠陥多動性障害(ADHD)								
発達障害(LD/ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒 (6.5%程度)※平成24年に文部科学省が行った調査の結果			2472人	1341人	3813人	(5.65%)	(6.18%)	(5.83%)	児童数 4881人 (10.58%) 生徒数 2327人 (10.25%) 計 7208人 (10.47%)

* 通級による指導を受けている児童生徒を除いて算出

(参考) 市立学校在籍者数推移（義務教育段階）

	平成15年度	平成27年度	令和3年度
児童数	53,271人	48,496人	46,140人
生徒数	26,081人	24,109人	22,701人
計	79,352人	72,605人	68,841人

※令和3年度の在籍者数は、平成15年度比0.87倍、平成27年度の0.95倍

2. 「北九州市教育大綱」における特別支援教育の位置付け

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことを受けて、市長と教育委員会が意思疎通を図るための「総合教育会議」が開かれ、平成27年11月に市長が本市の教育に関する「北九州市教育大綱」を策定しました。その後、この大綱の期間が満了したため、令和元年5月9日、北九州市総合教育会議において、新たな教育大綱を策定しました。

新たに策定された「北九州市教育大綱」では、市全体で子どもの教育を支える「5つの柱」が示されており、そのうちの 하나가「一人一人に寄り添った『誰一人取り残さない』子どもへの支援」です。この中に「障害のある子どもへの支援」が項立てされ、前大綱に引続き本市の教育行政における優先課題の一つとして位置付けられました。

北九州市教育大綱

～SDGsの視点を踏まえたシビックプライドの醸成～

I 北九州市の未来を担う子どもの姿

- ◎本市に誇りをもつ子ども
- ◎新たな価値創造に挑戦する子ども
- ◎自立し、思いやりの心をもつ子ども

II 市全体で子どもの教育を支える5つの柱

- 1. 新たな時代を切り拓く力の育成**
 - (1) SDGsの視点を踏まえた教育の推進
 - (2) グローバル化に対応する英語教育の推進
 - (3) 超スマート社会を見据えた教育の情報化推進
- 2. 本市が誇る文化芸術・スポーツ、歴史などの特性を活かした教育の推進**
 - (1) 「東アジア文化都市2020北九州」をはじめ、文化芸術に触れる機会の充実と人材の育成
 - (2) スポーツに触れる機会の充実と人材の育成
 - (3) 本市ゆかりの先人や伝統文化など、地域の誇りとする文化を継承する取組みの推進
 - (4) 地元企業などと連携・協力したキャリア教育
- 3. 市民総ぐるみで子どもの教育を支える取組みの推進**
 - (1) 家庭や地域とともにある学校づくりの推進
 - (2) 企業や団体、大学、NPO等と連携した取組みの推進
 - (3) 家庭、地域や関係機関等と連携した防災・安全に係る取組みの推進
- 4. 一人一人に寄り添った「誰一人取り残さない」子どもへの支援**
 - (1) 障害のある子どもへの支援
 - (2) いじめ、長期欠席等へのきめ細かな対応
 - (3) 児童虐待の防止
 - (4) 子どもの貧困対策
- 5. 「働き方改革」の推進**
 - (1) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた社会全体での取組みの推進
 - (2) 教員が子どもと向き合う時間を確保し、生き生きと充実して仕事ができる環境づくり

令和元年5月9日

北九州市長 北橋 健治

3. SDG s と特別支援教育の関係

(1) 北九州市のSDG s 達成に向けた取組

「SDG s」(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、国連加盟国が合意した2030年までの17の国際目標です。

SDG sの多くは、「北九州市環境未来都市」をはじめとした、これまでの本市の取組と大きく関連しています。こうした本市の取組は、国内外で大きく評価され、平成30(2018)年4月、OECD(経済協力開発機構)は「SDG s 推進に向けた世界のモデル都市」として、アジア地域で初めて、本市を選定しました。

また、平成30年(2018)年6月、本市は国による「SDG s 未来都市」に選定されています。

(2) 本市学校教育におけるSDG s へのアプローチ

教育は、SDG sの目標4「質の高い教育をみんなに」として位置付けられ、「教育が全てのSDG sの基礎である」とも言われています。本市学校教育においては、次のアプローチで、目標4を中心に幅広くSDG s 達成のための取組を進めています。

○ SDG sの理念「誰一人取り残さない」

「誰一人取り残さない」というSDG sの理念や目標4「質の高い教育をみんなに」を実現するため、

- ・特別支援教育をはじめとした障害のある子どもへの支援
- ・いじめ、長期欠席(不登校)等へのきめ細かな対応
- ・外国人・LGBTなど、マイノリティへの適切な対応

などの課題や困難を抱える子どもを取り残すことなく、教育委員会・学校の責務として、学力や進路を保証していくことは、特別支援教育の基本的な理念と共通するものです。

(3) 北九州市特別支援教育推進プランとSDG sの関係

プランの上位計画である「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」(以下「教育プラン」という。)では、上記のアプローチや市民総ぐるみで子どもの教育を支えるという観点から、教育プランに盛り込んだ教育活動全体をSDG sに示される17の目標の視点から再整理しています。

その中で、本プランはミッション1の(4)特別支援教育の推進を具体化していくものとして位置付けられます。

- 「誰一人取り残さない」という視点を持ち、課題や困難を抱える子どもを取り残すことなく、教育委員会・学校の責務として、学力や進路を保証していくことが重要。
- 教育が全ての施策の基礎であることから、本計画全体を貫く目標として「4 質の高い教育をみんなに」を位置づけ。
- 市民総ぐるみで子どもの教育を支えるという観点から、本計画全体を支える目標として「17 パートナーシップで目標を達成しよう」を位置づけ。



(1) 各構成員からの意見

① 在り方検討会議（プラン策定時）

各構成員の様々な経験や専門的な見地に基づく意見を伺うことにより、本市の特別支援教育における課題を洗い出すとともに、中長期的に目指す方向性について検討してきました。

各構成員からは、特別支援学校の再編整備、施設・設備の充実、相談機能の在り方、十分な人材の確保、教職員の研修の充実や専門性の向上、教職員や保護者等に対するサポート体制の在り方、医療・保健・福祉等の関係機関（以下「関係機関等」という。）同士の連携体制の強化、企業の障害者理解の促進に向けた効果的なアプローチ手法の検討、早期支援の充実、義務教育終了後の支援継続の必要性、障害者理解の促進等について意見が出されました。

② 懇話会（プラン見直し時）

特別な支援を必要とする児童生徒の増加や就学相談等の件数の増加、教員の特別支援教育に関する専門性の向上といった引き続きの課題、並びに医療的ケア児が地域の小・中学校への就学するケースへの対応、1人1台端末の整備に伴う特別支援教育に関するICT活用の推進、さらには市立幼稚園の廃止に伴う就学前期の早期支援などの新たな課題を踏まえて、現行のプラン改訂の方向性について検討しました。

構成員からは、教育と福祉（学校と放課後等デイサービス等）の連携強化、学習支援や就労指導に係るICTの利活用の推進、法の制定を踏まえた医療的ケア児に対する支援の充実、利用する者にとって分かりやすい相談窓口に関する情報の集約、障害特性の早期発見につながる取組、教員の専門性向上のための研修の充実、プランの評価の在り方などについて、意見や提案が出されました。

(2) 企業、特別支援教育コーディネーター及び保護者向けアンケート調査

また、現行のプランの策定に先駆けて、約800社の企業（北九州市及び周辺市町にある従業員50人以上の企業）、各校・園における特別支援教育コーディネーター約300名、そして約3,000名の保護者を対象としたアンケート調査も実施しました。

企業向けアンケートでは、障害者雇用制度等の周知も含めた企業への情報発信の在り方が課題の一つとして明らかとなりました。

特別支援教育コーディネーター向けアンケートでは、他の教職員の意識、子どもの障害特性の見極め、通常の学級の担任や保護者等への助言の在り方等が課題として挙がっており、人員配置や校内支援体制の充実・強化、教職員の研修内容の充実等を期待したいとの回答がありました。

また、保護者向けアンケートでは、相談窓口の明確化、教員の専門性の向上、施設・設備や校内支援体制の整備、人員配置の充実、通常の学

級の教職員や子どもたちの障害者理解の促進などの要望が多くありました。

本プランは概ね 10 年後を見据えた特別支援教育の方向性を示すものとして策定されたものであり、見直しに当たっては策定後の課題の変化等を踏まえて行うこととされています。

今回の見直しに際しては、懇話会において I C T の利活用や医療的ケア児の支援などの新たな施策への意見や要望が出されました。

一方、現行のプラン策定後の実績などから一定の改善が図られたものの、特別な支援を必要とする児童生徒の増加への対応や、教員の専門性向上の取組などは、引き続き対応すべき課題として再確認しました。

そこで、プラン見直しに当たっては、当初のアンケート結果をベースとしながら、新たな課題等への対応を検討していくこととしました。

第3章 「北九州市特別支援教育推進プラン」について

1. プランの趣旨及び位置付け

子どもたちが社会の変化に対応しながら自己の能力や可能性を最大限に発揮し、地域社会の一員として社会参加していくための支援体制を整えることや第2章で述べた課題等を改善していくため、本市の特別支援教育の方向性を掲げた現行プランを平成29年1月に策定しました。

現行プランは、教育プランで示した方向性や目標をより具体化したものとして位置付けられています。

プラン策定後は、学識経験者や教育、福祉、保健及び医療分野の関係者等により構成される「北九州市特別支援教育連携協議会」等でも特別支援教育の在り方を注視し、「元気発信！子どもプラン（第3次計画）」や「北九州市障害者支援計画」等との連携も図りつつ、特別支援教育の一層の推進につなげていきます。

2. プランの期間

この計画の期間は、平成29年度から概ね10年後を見据えた特別支援教育の目指す方向性を示します。

また、計画の内容については、特別支援教育をめぐる国内外の動向、課題の変化等も考えられることから、5年後をめどに必要な応じた見直しを行うこととされていたことを踏まえ、令和4年12月に改訂を行いました。

なお、次回の見直し時期については、懇話会の意見も踏まえ、「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の改定時期と整合を図ることも含めて、検討していくこととします。

3. プランの方向性

特別支援教育は、特別支援学校や特別支援学級などの場に限定して実施されるものではなく、教育的ニーズのある子どものいる場面全体に関わるものです。そのためには、教育的ニーズのある子どもの実態把握を適切に行うとともに、「いつでも」「どこでも」「どの学校でも」「どの教職員からも」一定レベルの適切かつ効果的な支援を受けられるよう、全市的な体制を整えていくことが極めて重要です。

平成20年3月に「子どもの未来をひらく教育改革会議」から出された提言「北九州市特別支援教育の充実に向けて」においても、「特別支援教育は、障害のある子どもだけの問題ではない、障害のない子どもも含めて、すべての子どもがそれぞれのニーズに応じて、きめ細かな指導、成長を伝えられるのが市民の願いである。そして、そのことが市民全体で共有すべき目標のイメージである」と言及されています。

つまり、教育的ニーズのある子どもたちへの指導・支援の充実が、ひいては北九州市全体の教育支援体制の整備・改善につながっていくことが期待されています。同趣旨のことが、令和3年1月の中央教育審議会の答申においても掲げられています。

以上のことから、本市においては、学校教育法や障害者基本法、障害者差別解消法などの関係法令の趣旨や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市立学校・園教職員向けガイドライン」の内容等を十分に踏まえた上で、教育的ニーズのある子どもと他の子どもが共に育ち合う教育環境の整備、通常のカリキュラムにおける個別の配慮の充実、専門的な指導・支援の充実、人材の育成、外部人材等の活用等に取り組み、インクルーシブ教育システムの構築に結び付けていきます。

こうした取組を踏まえて、子どもたちの可能性を生かす・引き出す教育の充実や子どもたちの「わかる」・「できる」喜びの実感につなげ、子どもたちの「生きる力」の育成につなげていきます。

また、子どもたちや保護者、市民に対して、互いの人格や多様性、個性を尊重することの大切さを伝え、障害者理解を促進し、誰もが学びやすく、生活しやすい環境を整備していくことにより、共生社会の形成に結び付けていきたいと考えています。

4. 「5つの視点」

今後の取組の中核として、大きく「5つの視点」を設定して、特別支援教育の推進を図っていきます。この「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方については、第4章で詳しく説明します。

【5つの視点】

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実

(子どもたちへの支援の在り方等)

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実、福祉等との連携

(2) 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

- ① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- ② 相談窓口等を分かりやすく周知
- ③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

- ① 教職員の指導力及び専門性の向上
- ② 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
- ③ 専門性の継承、中核教員の育成
- ④ 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- ③ 「交流及び共同学習」の推進
- ④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

(5) 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

- ① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- ② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

【「5つの視点」を踏まえた特別支援教育推進体制のイメージ図】

